

別表1 (第3条関係)

日常生活用具給付対象用具一覧

種別	種目	対象者	年齢制限	性能	基準額(単位:円)	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する人	18歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	82,400	5
		下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満			
		重度又は最重度(A1・A2)	3歳以上			
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する人	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に当たり家族等の介助を要する人	3歳以上	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たり、家族等の介助を要する人	学齢児以上	介助者が身体障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100	5
訓練用ベッド(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上 19歳未満	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を必要とする人	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 (手すりをつけた場合 5,400円増し)	8
	T字状・棒状のつえ	下肢や体幹、平衡機能障害がある人	学齢児以上	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,683	3
	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具から名称変更)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 (手すりをつけた場合 5,400円増し)	8
	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能障害があり、歩行・起立時に転倒する人等。 又は、重度又は最重度(A1・A2)の知的障害者。 若しくは、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	—	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア オーダーメイド 15,656 レディメイド 12,524 イ オーダーメイド 37,852 レディメイド 30,282	3
	特殊便器	上肢障害2級以上	学齢児以上	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
	火災警報器	障害等級2級以上、重度又は最重度(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳1・2級(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
	自動消火器	同上	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害2級以上、又は重度若しくは最重度(A1・A2)の知的障害者	18歳以上	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
	環境制御装置	両上下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害を有する全身性障害者(児)で、本装置により生活環境の制御が可能となる者	学齢児以上	対象となる身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	300,000	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜洗流(CAPD)による透析療法を行う人	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	学齢児以上	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器				56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人	18歳以上		17,000	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害者2級以上	学齢児以上	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害者2級以上	18歳以上		18,000	5

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する人	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上若しくは両上肢機能障害2級以上	学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者	18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6
	点字器	視覚に障害のある人	—	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,712 イ 6,798 (2) 携帯用 ア 7,416 イ 1,699	7 5
	点字タイプライター	視覚障害2級以上	—	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	再生専用型 35,000 録音再生型 85,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する身体障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8
	盲人用時計	視覚障害2級以上	18歳以上	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する人であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	学齢児以上	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	71,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6
	人工喉頭	咽頭摘出などにより音声・言語機能障害があり、人工咽頭によって発声が可能となる者	—	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあって電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5000 (気管カニューレ付きは3,100円増し) 電動式 70,100	4 5
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	公共施設等で視覚障害者が共同利用する場合	—	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000	—
	点字図書	市長が別に定める	—	点字により作成された図書	所長が必要と認めた額	—
視覚障害者用ワンセグラジオ	視覚障害2級以上	—	音声ガイド等がついており視覚障害児・者が容易に操作し得るもの	29,000	6	
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ造設者 ・人工肛門を造設している直腸機能障害者 ・人工膀胱を造設している膀胱機能障害者	—	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄便袋 月額 8,858 蓄尿袋 月額 11,639	—
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サランガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者(脳原性運動機能障害1級又は2級の手帳を所持し、かつ、療育手帳Aを所持している者)	—	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者(下肢や体幹、膀胱機能障害者)	—	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの	男性用 普通型 8,085 簡易型 5,985 女性用 普通型 8,925 簡易型 6,195	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める		200,000	—	

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。